

平成21年度 うわ おき ち く 上沖地区 活性化計画

長野県 東筑摩郡 麻績村

平成21年6月

1 活性化計画の目標及び計画期間

計画の名称	平成21年度麻績村上沖地区活性化計画						
都道府県名	長野県	市町村名	麻績村	地区名	上沖地区	計画期間	平成21～23年度

<p>目 標 : 農業生産の基盤である農業用道路の整備保全により、生産性の向上や維持管理費の軽減を図り、安定した農業経営を目指すことで農家の定住を促進する。 具体的には麻績村上沖地区の農地7.1haにおいて農業用道路の整備を行い、優良農地を確保することで集落戸数の減少率を5%以内に食い止め、定住の促進を図る。</p> <p style="text-align: center;">平成20年度 190戸 平成23年度 180戸以上(目標)</p>
--

<p>目標設定の考え方</p> <p>地区の概要: 麻績村は長野県のほぼ中央に位置し、聖山山麓の南斜面部を中心に標高550m～900mの盆地に形成された農山村地帯である。南端には麻績川が流れ、全般的に寒暖の差が大きく降水量の少ない内陸性気候である。 古くは善光寺街道の宿場町として栄え、現在も中央道と上信越自動車道を結ぶ長野自動車道麻績インターチェンジや、JR篠ノ井線聖高原駅などがあり、交通の要所として位置している。農山村地帯であるが農業は兼業農家が大部分を占め、水稻を中心に畜産・果樹・菌茸類等の複合経営が主である。近年、高齢化が進み、農地の荒廃や担い手不足などが深刻な問題となっている。</p> <p>現状と課題 本地区は平成8年度からの県営土地改良総合整備事業により、ほ場整備が完了しているが農道は未舗装である。地形的には典型的な中山間地域であり、平坦な場所が少なく、降雨時に碎石が流出する等、多くの維持管理労力を費やすとともに、通作及び生産物の輸送に支障をきたしている状況である。また高齢化が進む昨今、本地区でも高齢化は例外ではなく、耕作放棄地が増えることが懸念されている。農家の定住促進を図り、地域活力を向上させることが喫緊の課題となっている。</p> <p>今後の展開方向等 上記の現状を踏まえ、優良農地の確保対策として農業用道路の整備を進める必要がある。農業従事者の高齢化、後継者不足等から地域活力が低下する中、農業生産に関わる維持管理労力やコストの軽減を図ることによって農業に魅力が生まれ、定住等の促進につながる。</p>
--

2 目標を達成するために必要な事業及び他の地方公共団体との連携

(1) 法第5条第2項第3号に規定する事業

市町村名	地区名	事業名(事業メニュー名)	事業実施主体	交付金希望の有無	法第5条第2項第3号イ・ロ・ハ・ニの別(※3)	備考
麻績村	上沖地区	土地改良施設保全(農道保全対策)	麻績村	有	イ	

(2) 法第5条第2項第4号に規定する事業・事務

市町村名	地区名	事業名	事業実施主体	交付金希望の有無	備考
 	 	 	 	 	
 	 	 	 	 	

(3) 関連事業(施行規則第2条第3項)

市町村名	地区名	事業名	事業実施主体	備考
 	 	 	 	
 	 	 	 	

(4) 他の地方公共団体との連携に関する事項

3 活性化計画の区域

上沖地区(長野県麻績村)	区域面積	7.1ha 計 7.1ha	別添図面1
--------------	------	------------------	-------

区域設定の考え方

①法第3条第1号関係:

当該区域の総面積7.1haは全て農振農用地である。

②法第3条第2号関係:

当該区域を受益とする受益戸数は51戸である。農業用道路の機能を確保し、農家人口の減少を抑制することで定住を促進することが可能となり、農村の活性化に有効である。

③法第3条第3号関係:

当該区域は、農振農用地であり、市街地を形成している区域を含んでいない。

4 市民農園(活性化計画に市民農園を含む場合)に関する事項

(1)市民農園の用に供する土地(農林水産省令第2条第4号イ、ロ、ハ)

土地の所在	地番	地目		地積(m ²)	新たに権利を取得するもの			既に有している権利に基づくもの			土地の利用目的		備考
		登記簿	現況		権利の種類(※1)	土地所有者		権利の種類(※1)	土地所有者		農地(※2) 市民農園整備 促進法第2条 第2項第1号 イ・ロの別	市民農園施設 種別(※3)	
						氏名	住所		氏名	住所			

(2)市民農園施設の規模その他の整備に関する事項(農林水産省令第2条第4号ハ)(※4)

整備計画	種別(※5)	構造(※6)	建築面積	所要面積	工事期間	備考
建築物						
工作物						
計						

(3)開設の時期 (農林水産省令第2条第4号二)

--

5 農林地所有権移転等促進事業に関する事項

事 項	内 容	備 考
(1) 農林地所有権移転等促進事業の実施に関する基本方針(※1)		
(2) 移転される所有権の移転の対価の算定基準及び支払の方法(※2)		
(3) 権利の存続期間、権利の残存期間、地代又は借賃の算定基準等		
① 設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の存続期間に関する基準(※3)		
② 設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の残存期間に関する基準(※4)		
③ 設定され、又は移転を受ける権利が地上権又は賃借権である場合における地代又は借賃の算定基準及び支払の方法(※5)		
(4) 農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る賃借権又は使用貸借による権利の条件 その他農用地の所有権の移転等に係る法律事項		
① 農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る賃借権又は使用貸借による権利の条件(※6)		
② その他農用地の所有権の移転等に係る法律関係に関する事項(※7)		

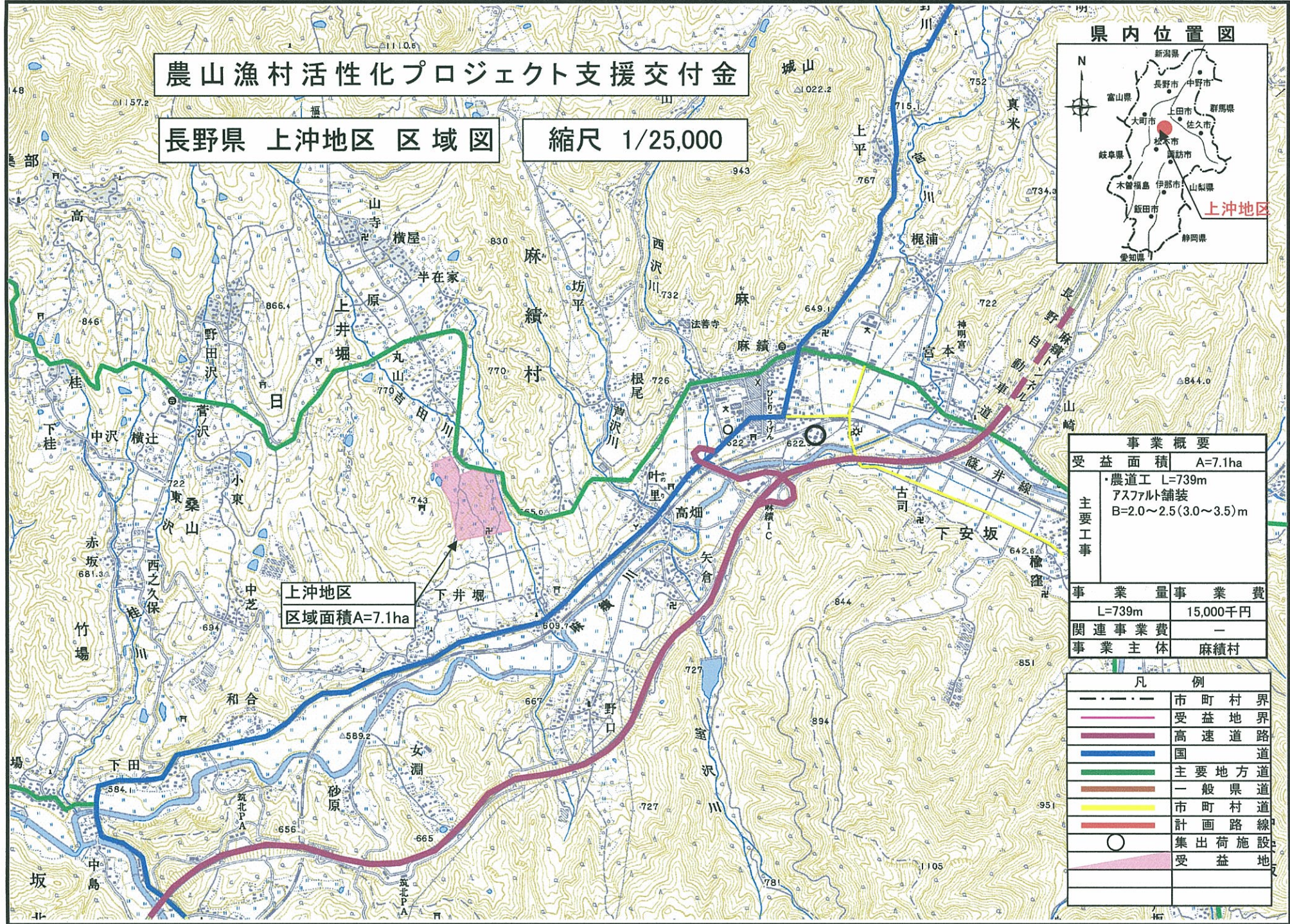
6 活性化計画の目標の達成状況の評価等

- 目標の、定住等の促進に資する農業用排水施設等の機能の確保について、事業実施後の営農状況等の確認・聞き取りにより集落戸数の推移を検証する。
- 上記について、第三者の意見を聴取した上で、定住の促進について評価する。

農山漁村活性化プロジェクト支援交付金

長野県 上沖地区 区域図

縮尺 1/25,000



上沖地区
区域面積A=7.1ha

事業概要	
受益面積	A=7.1ha
主要工事	・農道工 L=739m アスファルト舗装 B=2.0~2.5(3.0~3.5)m
事業量	L=739m
事業費	15,000千円
関連事業費	—
事業主体	麻績村

凡例	
---	市町村界
—	受益地界
—	高速道路
—	国道
—	主要地方道
—	一般県道
—	市町村道
—	計画路線
○	集出荷施設
△	受益地

農山漁村活性化プロジェクト支援交付金交付対象事業別概要

計画主体名	計画期間
おみむら 麻績村	平成21～23年度

<連絡先>

担当課	電話番号	FAX番号	メールアドレス
振興課	0263-67-3001	0263-67-3094	omisinko@vill.omi.nagano.jp

I 事業活用活性化計画目標

事業活用活性化計画目標	増加率等	増加率等の算出
定住等の促進に資する農業用排水施設等の機能の確保	7.1ha	計画区域における農業用排水施設等の機能の確保(ha) = 計画期間内に農業用排水施設等の整備・保全により条件整備され機能が確保された農地の面積(ha) = 7.1ha(受益面積)
事業活用活性化計画目標の設定根拠 本地区は中山間地特有の傾斜地に整備された水田・畑作地帯で、のどかな山村風景と棚田が楽しめる反面、農道が未舗装のために草刈り等の維持管理や、大雨の際に碎石が流出するなど営農に支障をきたしている。 よって路面改良を行うことにより、農家の維持管理の軽減を図ることはもちろんのこと、安全に農業機械の移動が出来るようになることで農作業事故が軽減されるなど、条件整備され機能が確保される農地面積とする。 上沖地区の受益面積 7.1ha		
事業活用活性化計画目標	増加率等	増加率等の算出
事業活用活性化計画目標の設定根拠		

Ⅱ 活性化計画の目標及び事業活用活性化計画目標と交付対象事業の関連性

事業メニュー名	地区名	事業内容	事業規模等	実施期間	事業実施主体	全体事業費 (千円)	交付金 要望額 (千円)	交付額 算定交 付率	交付限 度額 (千円)	活性化計画の目標及び事業活用活性化計画 目標との関連性
土地改良施設保全 (農道保全対策)	上沖地区	砂利道を改修し、 維持管理並びに農 作業事故の軽減を 図る。	農道 L=739m B=3.0~3.5m	H21	麻績村	15,000	8,250	55.0%	8,250	農道を舗装することにより、農家の維持管理 の軽減を図ることはもちろん、安全に農業機械 の移動が出来るようになることで農作業事故も 軽減され、農家の定住促進につながる。
合 計						15,000	8,250		8,250	

Ⅲ 優先枠を活用する事業に関する事項

(交付対象事業別概要)

優先枠の種類	優先枠指標	増加率等		増加率等の算出
1 輸出促進緊急条件整備事業優先枠 2 農林漁業再チャレンジ支援対策優先枠				
優先枠指標の設定根拠				
事業メニュー名	地区名	事業内容と優先枠指標との関連性		
優先枠の種類	優先枠指標	増加率等		増加率等の算出
1 輸出促進緊急条件整備事業優先枠 2 農林漁業再チャレンジ支援対策優先枠				
優先枠成果指標の設定根拠				
事業メニュー名	地区名	事業内容と優先枠指標との関連性		

農山漁村活性化プロジェクト支援交付金年度別事業実施計画の記入について

年度別事業実施計画の記入に当たっては以下によるものとする。

項目	記入上の注意
1 様式の変更	様式の変更は、「事業別内容」の項における事業メニューの数に応じた行の追加及び「事業活用活性化計画目標等」の項における事業活用活性化計画目標の設定数に応じた行の追加のみとすること。これ以外の変更(列の追加、セルの結合等)は絶対に行わないこと。
2 計画の提出年度	「計画の提出年度」の欄は当該計画を最初に提出した年度を記入すること。計画変更による再提出の場合であっても当初提出に係る年度のままとすること。
3 新規・変更の別	計画を新規に提出する場合は「1」、変更計画として再提出する場合は「2」を記入すること。 なお、計画の変更による再提出の場合は行を追加し、変更した部分については、変更前を()にし、変更後の内容を追加した行に記入すること。
4 都道府県名(コード)	「都道府県名」、「都道府県コード」の欄は、当該計画の計画主体が属する都道府県名及び当該都道府県の全国地方公共団体コード(総務省)を記入すること。なお、北海道「010006」のように、コードが「0」で始まっている場合「0」は省略し、「10006」として記入すること。
5 計画主体(コード)	「計画主体名」、「計画主体コード」の欄は、当該計画の計画主体名及び当該計画主体の全国地方公共団体コード(総務省)を記入すること。なお、札幌市「011002」のように、コードが「0」で始まっている場合「0」は省略し、「11002」として記入すること。 また、共同申請の場合にあっては計画主体名に共同申請に係る計画主体を併記し、「計画主体コード」の欄は代表の地方公共団体コードを記入すること。
6 計画番号	1つの計画主体が複数の計画を作成する場合は、計画毎に番号を付し、当該番号をそれぞれの年度別事業実施計画の「計画番号」の欄に記入すること。 例:計画主体が2つの計画を作成する場合はそれぞれの計画を「1」、「2」とし、それぞれの年度別事業実施計画の「計画番号」の欄に「1」又は「2」を記入すること。
7 ハード事業・ソフト事業	「ハード事業・ソフト事業の別」の欄は、ハード事業には「1」、ソフト事業には「2」を記入すること。 なお、ソフト事業は実施要領の別表の1の事業メニュー47及びこれと一体的に実施する創意工夫発揮事業(実施要領の別表の(5)の創意工夫発揮事業をいう。以下同じ。)のみが対象となる。
8 整理コード	「整理コード」の欄のうち、「事業別内容」の「内訳」の項については1から順に連番を付し、「事業別内容」の「合計」の項については「999」とし、「事業活用活性化計画目標等」の項については「1001」から順に連番を付すこと。なお、「整理コード」の欄のうち、「①事業費計」、「④市町村附帯事務費」、「⑤都道府県附帯事務費」、「総合計(①+④+⑤)」の項については、「①事業費計」の項を「2001」とし、その後順に連番を付すこと。
9 市町村名・地区名	事業を実施する市町村名、地区名を記入すること。
10 地域指定状況	事業を実施する地域の指定状況を記入すること。地域とは実施要領の別表の(1)の交付額算定交付率欄に定める振興山村、過疎地域、離島振興対策実施地域、半島振興対策実施地域、特定農山村地域、特別豪雪地帯、急傾斜地畑地帯、奄美群島及び沖縄とし、指定されている地域欄に「1」を記入すること。
11 計画期間最終年度	活性化計画の期間の最終年度を記入すること。

12 事業活用活性化計画目標	事業活用活性化計画目標は、別添の「事業活用活性化計画目標の設定について」に従って記入すること。 なお、「事業活用活性化計画目標等」の項の行数は目標の設定数に応じて追加すること。この場合「整理コード」の欄は連番を追加すること。
13 地域再生計画との関連	地域再生法(平成17年法律第24号)第5条第1項に規定する地域再生計画に位置づけられている事業である場合は、優先事項ポイントとして「事業別内容」のうち「合計」の項に「2」を記入すること。
14 頑張る地方応援プログラムとの関連	当該事業が「頑張る地方応援プログラム」に位置づけられた地方公共団体のプロジェクトである場合は、優先事項ポイントとして「事業別内容」のうち「合計」の項に「2」を記入すること。
15 耕作放棄地の解消に向けた取組の有無	計画主体が耕作放棄地の解消に向けた取組を行う場合は優先事項ポイントとして「事業別内容」のうち「合計」の項に「2」を記入すること。 なお、耕作放棄地の解消に向けた取組を行う場合とは、計画主体が農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第5条に規定する農業経営基盤強化促進基本方針又は同法第6条に規定する農業経営基盤強化促進基本構想に沿って取組を実施している又は事業実施期間中に実施することが確実であると見込まれる場合とする。
16 優先枠関連指標	交付対象事業別概要Ⅲ「優先枠を活用する事業に関する事項」の「記入要領」に従い記載すること。 該当する優先枠関係欄に「1」を記入すること。なお、「農林漁業再チャレンジ支援対策優先枠」の対象となる事業メニューは、実施要領の別表1の事業メニュー10、33、34、37、38、43又は45であって要件類別番号5、21、23又は25を満たすものに限定されることに留意すること。
17 事業メニュー番号	事業メニュー番号は、実施要領の別表の1のものとし、「創意工夫発揮事業」は「80」、「農山漁村活性化施設整備附帯事業」は「81」とすること。
18 事業メニュー名	①事業メニュー名は実施要領の別表の1事業メニュー名、「創意工夫発揮事業」又は「農山漁村活性化施設整備附帯事業」を正確に記入すること。 ② 複数の施設等整備を計画する場合は、原則一つの事業メニュー毎、また、一つの事業メニューの実施が複数の要件類別に該当する場合には要件類別毎に一行で記入すること。 ただし、一つの事業メニューの実施が複数の要件類別に該当する場合において、交付額算定交付率が同じ要件類別にあっては、「要件類別番号」の欄のみを複数の行に番号を記載し、これ以外の欄は一行でまとめて記入しても構わない。 例えば、農村地域から漁港地域にわたってケーブルテレビ事業を実施する場合、2つの要件類別(農振地域及び漁港地域を対象に事業を行うため要件類別番号4及び30)に該当すると考えられるが、交付額算定交付率がどちらの要件類別の場合も1/3であるので、「要件類別番号」の欄以外は一行でまとめて記入することもできる。 ③ 実施要領の別表の1の事業メニュー番号21により活動火山対策特別措置法(昭和48年法律第61号)第8条第1項に規定する防災営農施設整備計画に基づく洗浄機械又は飼料作物栽培管理機械施設の整備を行う場合は「事業メニュー名」の欄に「高生産性農業用機械施設(活動火山対策事業)」と記入すること。
19 要件類別番号	実施しようとする実施要領の別表の1の事業メニューに対応する要件類別の番号を記入すること。 なお、「創意工夫発揮事業」及び「農山漁村活性化施設整備附帯事業」に係る要件類別については、これらを一体的に行うことにより効果が増大される事業メニューに係る要件類別(複数の事業メニューの効果を増大する場合は代表の事業メニューの要件類別)を記入すること。
20 事業内容及び事業量	事業メニュー毎に、整備しようとする施設等の規模、事業内容等について簡潔に記入すること。 (例)「農道:L200m、W4m」、「無人ヘリコプター2台、田植機1台」、「トマト処理加工施設:1棟、300㎡」等 また、「本年度」の「事業内容及び事業量」の欄には本年度に実施しようとする施設等の規模、事業内容等を記入すること。 (例)「無人ヘリコプター1台」等
21 事業実施期間	事業メニュー毎に、当該事業の実施期間を記入すること。 (例)平成19年度から平成20年度まで実施する場合は「H19～H20」と記載
22 事業実施主体	事業実施主体の名称を記載すること。 (例)●●農業協同組合、●●農業生産有限公司、●●森林組合、●●漁業協同組合 等

23	全体事業費	事業メニュー毎の総事業費を記入すること。
24	交付金額	事業メニュー毎の交付金総額を記入すること。なお、ハード事業又はソフト事業毎の交付金額の合計は交付限度額の合計の範囲内である必要があることに留意すること。 なお、千円未満は切り捨てることとする。
25	交付額算定交付率	事業メニュー毎に、実施要綱及び実施要領の別表に定める交付額算定交付率を記入すること。
26	交付限度額	事業メニュー毎に、全体事業費に交付額算定交付率を乗じて求められる額を記入すること。 なお、千円未満は切り捨てることとする。
27	前年度まで	事業メニュー毎に、前年度までに実施した事業に係る事業費及び交付金額を記入すること。
28	本年度	事業メニュー毎に、本年度に予定している事業に係る事業費、交付金額、都道府県費、市町村費、その他(農協等事業実施主体負担等)、本年度末進捗率、単年度交付限度額、仕入れに係る消費税相当額を記入すること。なお、単年度の交付金の合計額が単年度交付限度額の合計の範囲内である必要があることに留意すること。 また、「仕入れに係る消費税相当額」の欄には、これを減額した場合には減額した金額を、同相当額がない場合には「該当なし」と、同相当額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記入すること。減額した金額を記入した場合は、「本年度」の欄の「事業費」、「交付金額」、「都道府県費」、「市町村費」、「その他」の欄は当該消費税相当額を含まない額を記入すること。
29	本年度までの累計	事業メニュー毎に、本年度までの累計の事業費及び交付金額を記入すること。
30	翌年度以降(予定)	事業メニュー毎に、翌年度以降の事業費及び交付金額の予定額を記入すること。
31	備考	備考欄には、事業を行うにあたって、交付対象物件を担保にし、自己資金の全部又は一部について融資を受ける場合には「融資該当有」と記入の上、その内容(金融機関、制度資金名、融資を受けようとする金額、償還年数、その他必要な事項)が記載されている書類を添付すること。
32	①事業費計	「全体事業費」、「交付金額」、「交付限度額」、「事業費」、「交付金額」、「都道府県費」、「市町村費」、「その他」、「単年度交付限度額」の合計をそれぞれ記入すること。
33	②ハード事業	「①事業費計」の欄のうちハード事業(実施要領の別表の1の事業メニュー番号47及びこれと一体的に実施する「創意工夫発揮事業」以外の事業メニュー)に係る経費を記入すること。 また、ハード事業のうち「創意工夫発揮事業(ハード事業と一体的に実施するもの)」及び「農山漁村活性化施設附帯事業」に係る経費の合計額をそれぞれ「創意工夫発揮事業」「附帯事業」の項に記入すること。
34	③ソフト事業	「①事業費計」のうちソフト事業(実施要領の別表の1の事業メニュー番号47及びこれと一体的に実施する「創意工夫発揮事業」)に係る経費を記入すること。 また、ソフト事業のうち「創意工夫発揮事業(ソフト事業と一体的に実施するもの)」に係る経費の合計額を「創意工夫発揮事業」の項に記入すること。
35	④市町村附帯事務費	市町村附帯事務費の額を記入すること。なお附帯事務費の交付率は1/2以内とし、その取り扱い等については農山漁村活性化プロジェクト支援交付金交付要綱(平成19年3月30日付け18企第381号農林水産事務次官依命通知)及び「農山漁村活性化プロジェクト支援交付金の附帯事務費及び工事雑費の取扱いについて(●年●月●日付け19企第●号農林水産省大臣官房長通知)」により定められていることに留意すること。

36	⑤都道府県附帯事務費	都道府県附帯事務費の額を記入すること。なお附帯事務費の交付率は1/2以内とし、その取り扱い等については農山漁村活性化プロジェクト支援交付金交付要綱(平成19年3月30日付け18企第381号農林水産事務次官依命通知)及び「農山漁村活性化プロジェクト支援交付金の附帯事務費及び工事雑費の取扱いについて(●年●月●日付け19企第●号農林水産省大臣官房長通知)」により定められていることに留意すること。
37	総合計(①+④+⑤)	①事業費計、④市町村附帯事務費及び⑤都道府県附帯事務費の合計額を記入すること。
38	うちハード事業費(②+④+⑤)	総合計のうちハード事業費を記入すること。
39	うちソフト事業費(③)	総合計のうちソフト事業費を記入すること。
40	共同で計画作成を行う場合の内訳	計画主体が共同で活性化計画の作成を行う場合であって、各々の計画主体毎に交付金の交付申請手続きを行う予定である場合は、その計画主体毎の内訳を記入すること。また、内訳の合計は、それぞれの項目毎に、②から⑤に計上される金額と一致することに留意すること。なお、交付金の申請を行う計画主体の数に応じて行の追加を行うこと。

事業活用活性化計画目標の設定について

農山漁村活性化プロジェクト支援交付金を活用するに当たっては、実施要領の別紙に定める事業活用活性化計画目標を設定し、その目標の達成に必要な事業メニューを実施することとする。目標の設定に当たっては各項目毎に以下に定めるところによるものとする。

目標番号	事業活用活性化計画目標の項目及び設定の考え方
1	<p>定住人口の確保</p> <p>設定する目標は計画区域における転出入割合の増加とし、次により求めることとする。</p> <p>計画区域における定住人口の確保(ポイント)＝(計画期間内の転出入割合(%) (目標)－計画期間前※注3の転出入割合(%) (現状))</p> <p>注1 転出入割合＝転入人口÷転出人口×100(四捨五入により小数点第2位まで求める。また、転出人口が「0」の場合は「1」として計算する。)</p> <p>注2 転出入は計画区域の転入人口</p> <p>注3 計画期間と同じ年数とする。</p>
2	<p>交流人口の増加</p> <p>設定する目標は計画区域外からの入込客数の増加率とし、次により求めることとする。</p> <p>計画区域における交流人口の増加(%)＝(計画期間内の計画区域外からの入込客数(人)(目標)÷計画期間前の※注3計画区域外からの入込客数(人)(現状)×100－100</p> <p>注1 計画区域外からの入込客は、日帰り客だけでなく宿泊客等、全てを含めた入込客とする。</p> <p>注2 四捨五入により小数点第2位まで求める。</p> <p>注3 計画期間と同じ年数とする。</p>
3	<p>滞在者数及び宿泊者数の増加</p> <p>設定する目標は計画区域内の都市農山漁村交流施設等における滞在者数及び宿泊者数の増加率とし、以下により求めることとする。</p> <p>計画区域内の都市農山漁村交流施設等における滞在者数及び宿泊者数の増加(%)＝(計画期間の滞在者数及び宿泊者数(人)(目標)÷計画期間前※注2の滞在者数及び宿泊者数(人)(現状)×100－100</p> <p>注1 四捨五入により小数点第2位まで求める。</p> <p>注2 計画期間と同じ年数とする。</p> <p>注3 計画期間前の滞在者数及び宿泊者数が「0」の場合は「1」として計算する。</p>
4	<p>地域産物の販売額の増加</p> <p>設定する目標は計画区域において生産された農林水産物の販売額の増加率とし、以下により求めることとする。</p> <p>計画区域において生産された農林水産物の販売額の増加(%)＝(計画期間内の地域産の農林水産物の販売額(千円)(目標)÷計画期間前※注2の地域産の農林水産物の販売額(千円)(現状)×100－100</p> <p>注1 四捨五入により小数点第2位まで求める。</p> <p>注2 計画期間と同じ年数とする。</p>
5	<p>地域産物の販売量の増加</p> <p>設定する目標は計画区域において生産された農林水産物の販売量の増加率とし、以下により求めることとする。</p> <p>計画区域において生産された農林水産物の販売量の増加(%)＝(計画期間内の地域産の農林水産物の販売量(t)(目標)÷計画期間前※注2の地域産の農林水産物の販売量(t)(現状)×100－100</p> <p>注1 四捨五入により小数点第2位まで求める。</p> <p>注2 計画期間と同じ年数とする。</p> <p>注3 地域産の農林水産物の販売量について、その種類が多様であることから合計の増加率を設定することが適当でない場合は本交付金の活用により販売量の増加が見込まれる代表の農林水産物の販売量について記入すること。</p>
6	<p>定住等の促進に資する遊休農地の解消</p> <p>設定する目標は計画区域における遊休農地の解消に向けた調査面積とし、以下により求めることとする。</p> <p>計画区域における遊休農地の解消に向けた調査面積(ha)＝計画期間内の計画区域における遊休農地の実態等の調査対象面積(ha)</p>
7	<p>設定する目標は計画区域における遊休農地の解消面積とし、以下により求めることとする。</p> <p>計画区域における遊休農地の解消面積(ha)＝計画期間内の計画区域における土地条件整備による遊休農地の解消面積(ha)</p>
8	<p>定住等の促進に資する担い手への農地利用集積</p> <p>設定する目標は計画区域における担い手への農地利用集積率の増加とし、以下により求めることとする。</p> <p>計画区域における担い手への農地利用集積率の増加(ポイント) ＝(計画期間終了時の事業実施地区における担い手への経営等農用地面積(ha)÷事業の受益面積(ha))(目標)×100 －(事業実施地区における担い手への経営等農用地面積(ha)÷事業の受益面積(ha))(現状)×100</p> <p>注1 担い手とは、大臣官房長が別に定める基準に適合する農業者又は農業者の組織する団体とする。</p> <p>注2 担い手への農地利用集積率は、対象事業の受益面積(ha)に占める担い手の経営等農用地(所有権若しくは利用権に基づき又は農作業受託により集積された農用地をいう。)面積(ha)の割合とする。(四捨五入により小数点第2位まで求める)</p>
9	<p>定住等の促進に資する農業用排水施設等の機能の確保</p> <p>設定する目標は計画区域における農業用排水施設等の整備・保全により条件整備され機能が確保された農地の面積とし、以下により求めることとする。</p> <p>計画区域における農業用排水施設等の機能の確保(ha)＝計画期間内に農業用排水施設等の整備・保全により条件整備され機能が確保された農地の面積(ha)</p>
10	<p>定住等の促進に資する基盤整備の円滑化</p> <p>設定する目標は計画区域における区画整理事業着手までの年数とし、以下により求めることとする。</p>

	計画区域における区画整理事業着手までの年数(年) = 事業実施後、区画整理事業の着手までの年数(年)
11	<p>定住等の促進に資する農用地の集団化</p> <p>設定する目標は計画区域における分散された農地が集団化される割合とし、以下により求めることとする。 計画区域における農地の集団化率(%) = (計画期間前の事業実施地区の団地数 - 計画期間終了時の団地数) ÷ (計画期間前の事業実施地区の団地数 - 地区内の耕作者数) × 100</p> <p>注: 四捨五入により小数点第2位まで求める。</p>
12	<p>地域における情報受発信量の増加</p> <p>設定する目標は計画区域における世帯数当たりのインターネット情報受発信量の増加とし、以下により求めることとする。</p> <p>計画区域における情報受発信量の増加(B(バイト)) = 計画期間終了時の事業実施地区における1世帯1ヶ月当たりの情報受発信量(B(バイト))(目標) - 計画作成時の事業実施地区における1世帯1ヶ月当たりの情報受発信量(B(バイト))(現状)</p>
13	<p>農山漁村景観を活かした取組の増加</p> <p>設定する目標は計画区域における農山漁村景観に関する活動数の増加とし、以下により求めることとする。</p> <p>計画区域における事業の実施を契機とした農山漁村景観の維持・保全・利活用等の活動数の増加数(回) = 計画期間内の活動数(回) - 計画期間前※注1の活動数(回)</p> <p>注: 1 計画期間と同じ年数とする。 2 農山漁村景観に関する活動とは、交付対象事業により整備した施設等の保全・維持管理等に関する活動、農山漁村景観の維持・保全に資する活動及び農山漁村景観の利活用等を行う活動をいう。</p>
14	<p>自然環境の保全・再生に向けた取組の増加</p> <p>設定する目標は計画区域における環境創造に資する取組数の増加とし、以下により求めることとする。</p> <p>計画区域内における事業の実施を契機とした環境創造に資する取組数の増加数(回) = 計画期間内の取組数(目標) - 計画期間前※注1の取組数</p> <p>注: 1 計画期間と同じ年数とする。 2 環境創造に資する取組とは、ビオトープの管理活動等の自然環境の保全・再生を目的とした地域住民等による活動をいう。</p>
15	<p>定住者又は来訪者の安全確保</p> <p>設定する目標は計画区域における一時避難場所の面積の増加率とし、以下により求めることとする。</p> <p>計画区域における一時避難場所面積増加率(%) = 計画期間終了時の一時避難広場面積(m²)(目標) ÷ 計画作成時の一時避難広場面積(m²)(現在) × 100 - 100</p> <p>注: 四捨五入により小数点第2位まで求める。</p>

注 現状の数値は直近の数値とし、前年度実績等により記入することとする。

(参考様式2)

事前点検シート

計画主体名	麻績村		
計画期間 実施期間	平成21年度～平成23年度 平成21年度	総事業費(交付金)	15,000千円(8,250千円)

1 計画全体について

項目	チェック欄	判断根拠
目標及び事業活用活性化計画目標が、農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律及び同法に基づき国が策定する基本方針と適合しているか	○	「定住等の促進に資する農業用排水施設等の機能の確保」を目標としており、農業用道路の整備保全により、生産条件が整備され機能が確保された農地面積を増加させることとなり、農家の定住を促進することが可能となる。
市町村振興計画、農業振興地域整備計画、土地改良事業計画、森林・林業基本計画、特定漁港漁場整備事業計画その他各種関連制度・施策との連携、配慮、調和等が図られているか	○	第5次麻績村振興計画、過疎地域自立促進計画及び麻績村農村振興地域整備計画に沿った計画である。
活性化計画及び交付対象事業別概要は関係農林漁業者をはじめとした地域住民等の合意形成を基礎としたものになっているか	○	地域住民に事業概要を説明し、理解を得ている。
事業の推進体制は確立されているか	○	地元からの要望であり、事業の推進に支障はない。
目標及び事業活用活性化計画目標と事業内容の整合性が確保されているか	○	農業用道路の整備保全は、目標及び事業活用活性化計画目標とした定住促進を図るための事業であり、条件整備され機能が確保された農地面積を増加させる計画である。
計画期間・実施期間は適切か	○	計画期間:H21～H23(3年) 実施期間:H21(1年)
交付金要望額は交付限度額(事業費×交付額算定交付率)の範囲内か	○	8,250千円(15,000千円の5.5/10) → 実施要綱別表の交付額算定交付率 5.5/10以内

2 個別事業について

項 目	チェック欄	判 断 根 拠	
自力若しくは他の助成によって実施中又は既に完了した施設等を本交付金に切り替えて交付対象とするものでないか	○	新規に改良を予定している未実施の事業である。	
増改築等若しくは合体又は古材を利用した施設整備を行う場合は、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要領の運用に定める基準を満たしているか	—	(該当なし)	
交付対象とする施設等は減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第34号)別表等による耐用年数がおおむね5年以上のものであるか	○	減価償却資産の耐用年数等に関する省令の別表第1により次の耐用年数とする。 アスファルト敷10年	
事業による効果の発現は確実に見込まれるか	/		
費用対効果分析の手法は適切か(農山漁村活性化プロジェクト支援交付金における費用対効果分析の実施について(平成19年8月1日付け19企第106号農林水産省大臣官房長通知)により適切に行われているか)		○	事業メニューが「土地改良施設保全」であり、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金費用対効果算定要領の第2の3による。
上記の費用対効果分析による算定結果が1.0以上となっているか		○	事業メニューが「土地改良施設保全」であり、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金費用対効果算定要領の第2の3により投資効率を1.0とみなしている。
事業内容、事業実施主体等については実施要綱等に定める要件等を満たしているか	○	農業用道路を整備することにより、活性化計画の区域における定住等の促進に資するため、農業の振興に寄与すると認められる。 受益面積:7.1ha>5.0ha 事業実施主体:麻績村	
個人に対する交付ではないか、また目的外使用のおそれがないか	○	対象施設は、村・区が管理する公共的施設であり、目的外使用のおそれはない。	

項 目	チェック欄	判 断 根 拠
施設等の利活用の見通し等は適正か	/	
<input type="checkbox"/> 地域間交流の拠点となる施設にあつては当該地区の入り込み客数や都市との交流状況(現状と今後の見込み)を踏まえているか	—	(該当なし)
<input type="checkbox"/> 近隣市町村の類似施設等の賦存状況と利用状況等を踏まえているか	—	(該当なし)
<input type="checkbox"/> 利用対象者、利用時期など施設の利用形態を検討しているか	—	(該当なし)
<input type="checkbox"/> 施設等の規模や設置場所、地域における他の施設との有機的な連携等、当該施設等の利用環境等について検討されているか	—	(該当なし)
事業費積算等は適正か	/	
<input type="checkbox"/> 過大な積算としていないか	○	調査設計を実施し、計画に即した必要な事業費の積上げを行っており、事業費は妥当である。
<input type="checkbox"/> 建設・整備コストの低減に努めているか	○	再生材(As合材・路盤材等)を使用するなど、コストの縮減に努めている。
<input type="checkbox"/> 附帯施設は交付対象として適正か(必要性はあるか、汎用性の高いものを交付対象としていないか)	—	(該当なし)
<input type="checkbox"/> 備品は交付対象として適正か(汎用性の高いものを交付対象としていないか)	—	(該当なし)
<input type="checkbox"/> 整備予定場所は、集客の立地性、農林漁業者の利便性等、施設の設置目的から勘案して適正か	○	既存の農業用道路の整備であり、適正である。
<input type="checkbox"/> 施設用地が確保されている又は確保される見通しがついているか	○	農業用道路の整備は、既存の敷地内での施工であり、用地は確保されている。
<input type="checkbox"/> 事業実施主体の負担(起債、制度資金の活用等を含む)について十分検討され、適正な資金調達計画と償還計画が策定されているか	○	村の負担については、農業構造改善基金を充当予定であり、償還計画を策定している。

項 目	チェック欄	判 断 根 拠
整備後において施設の管理・運営が適正に行われる見込みであるか	/	
維持管理計画は適正か(施設の管理・更新に必要な資金は検討済みか)	○	従来通り、受益者及び地元により維持管理を行う。
収支を伴う施設等にあつては収支計画を策定しているか。また、収支計画は経営診断を受けるなど適正なものとなっているか	—	(該当なし)
他の事業との合体施行等の場合、事業費の按分等が適正に行われているか	—	(該当なし)

注1 項目について該当が無い場合はチェック欄に「—」を記入すること。

2 事前点検シートは、公表するものとする。判断の根拠となった資料についてもあわせて公表するものとする。